

契約解除時の違約金について

	特定事業契約書対象条文
実施方針公表時	<p>(引渡し以後の解除)</p> <p>第69条 第67条に加えて、病院施設の引渡日以降において、事業者の責めに帰すべき事由により、次に掲げる事項が発生した場合は、第74条の規定に関わらず、病院事業庁は、事業者に対して書面により相当の期間を定めて事業者において当該違反行為を治癒すべき旨を通知し、当該相当期間中にかかる違反行為が治癒されないときには、事業者に対して書面により通知をした上で本契約を解除することができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 第74条又は本条前二項により本契約が解除された場合、事業者は、特段の合意がない限り、病院事業庁に対して、<u>サービス購入料のうち本件工事費等相当額の10%に相当する金額を違約金として支払うものとする。</u>ただし、この違約金は損害賠償額の予定を定めたものと解されてはならず、病院事業庁が前項記載の金額以上に事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。</p>
11月改正時	<p>3 第74条又は本条前二項により本契約が解除された場合、事業者は、特段の合意がない限り、病院事業庁に対して、<u>サービス購入料のうち本件工事費相当額の残額にサービス購入料2及びサービス購入料3の前年度支払実績額を加えた金額の10%に相当する金額を違約金として支払うものとする。</u>ただし、この違約金は損害賠償額の予定を定めたものと解されてはならず、病院事業庁が前項記載の金額以上に事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。</p>
今回改正案	<p>3 第74条又は本条前二項により本契約が解除された場合、事業者は、特段の合意がない限り、病院事業庁に対して、<u>サービス購入料1、サービス購入料2及びサービス購入料3の前年度支払実績額の10%に相当する金額を違約金として支払うものとする。</u>ただし、この違約金は損害賠償額の予定を定めたものと解されてはならず、病院事業庁が前項記載の金額以上に事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。</p>